

長崎市イノベーション創発コミュニティ育成業務委託に係る説明書

1 業務の概要

- (1) 件 名 長崎市イノベーション創発コミュニティ育成業務委託
- (2) 業務内容 長崎市イノベーション創発コミュニティ育成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- (4) 履行場所 指定場所
- (5) 予 算 額 10,000,000 円（消費税相当額を含む。）
- (6) そ の 他
 - ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
 - イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
 - ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
 - オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使えない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。
 - カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
 - キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - （ア）提案資格を満たさないこととなった場合
 - （イ）参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
 - ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
 - ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
 - コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を4（3）の場所に届け出なければならない。

2 提案資格

提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しないもの及び同条第2項に該当しないと認められるものであること。
- (2) 参加資格確認通知書及び参加要請書の通知日までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「行事の企画・運営・設営」の業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期

間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- （５）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- （６）他の提案者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- （７）委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- （８）本事業の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、構成員となる全ての者が（１）及び（３）から（７）までの要件を満たすものであること。
- （９）（８）の場合において、同一コンソーシアムの構成員については、資本・人的関係（コンソーシアムの一構成員の代表者（契約締結権限を有する受任者（以下「受任者」という。）を含む。）が、同一コンソーシアムの他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねている場合を除く。）がある２者以上の者が含まれることを妨げない。
- （１０）一事業者が複数のコンソーシアムに参加することはできない。また、コンソーシアムに参加する事業者は単独での参加はできない。
- （１１）令和２年４月から本業務公告日までに完了した業務で、本業務と同種業務の実績が１件以上あること。
なお、同種業務の実績とは、国、地方自治体又は企業・団体等の新規事業創出に関する支援を行う業務又はそれに類する業務実績とする。

３ スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和 7 年 4 月 11 日（金）
説明書その他資料配布期間	令和 7 年 4 月 11 日（金）から 令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 5 時 30 分まで
説明書等に対する質問提出期間	令和 7 年 4 月 11 日（金）から 令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 5 時 30 分まで
質問に対する回答期限	令和 7 年 5 月 1 日（木）まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
参加表明の手続き期限	令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 5 時 30 分まで
参加資格確認通知・参加要請日	令和 7 年 4 月 28 日（月）

提案書提出期限	令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 5 時 30 分まで
ヒアリング実施日	令和 7 年 6 月 2 日（月）
決定・非決定通知日	令和 7 年 6 月 5 日（木）
見積書提出期限	令和 7 年 6 月 16 日（月） ※特定者に対して新産業推進課から連絡します。
契約締結予定日	令和 7 年 6 月 23 日（月）

4 参加表明の手続き

（１）提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加表明書（第 1 号様式）
- イ 担当者連絡先（様式ア）
- ウ 業務等実績調書（様式ウ）
- エ コンソーシアムの結成に係る協定書及び委任状 ※コンソーシアムを結成する場合のみ

（２）提出期限

令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 5 時 30 分まで【必着】（提出期限内に下記（３）に到達していること。）

（３）提出場所

長崎市魚の町 4 番 1 号（14 階）

長崎市経済産業部新産業推進課（電話：095-829-1273）

（４）提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及び F A X による提出は受け付けないので留意すること。

5 提案資格の確認及び提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第 2 号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第 3 号様式）により提案書の提出を要請する。

ただし、2 提案資格（11）については、提案書の提出時に確認することとし、提案資格を満たさない場合、参加表明書及び提案書を無効とする。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

【通知予定日】令和 7 年 4 月 28 日（月）

6 説明書等に対する質問に関する事項

（１）受付方法

説明書等に対する質問は、質問書（様式ク）に記載の上、電子メールにより下記（３）に送信すること。併せて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和7年4月28日(月)午後5時30分必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市経済産業部新産業推進課

電話：095-829-1273

E-mail: shin_sangyo@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和7年5月1日(木)までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式ケ)により提案資格を満たす者すべてに直接電子メールで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

文書番号	書類名	様式	作成要領
1	提案書	第4号様式	
2	組織調書	様式イ	
3	業務等実績調書	様式ウ	令和2年4月から本業務公告日までに完了した同種業務の受託実績について記載し、記載内容を証明する書類(契約書、仕様書の写しなど)を添付すること。
4	配置予定者調書	様式エ	担当者ごとに記載すること。
5	参考見積書	様式オ	①予算額を超える場合は、審査の対象としない。 ②仕様書の「6 業務内容」の業務ごとに明細を記載すること。 ③値引き、マイナス計上をしないこと。
6	業務の実施方針	様式カ	業務の目的や課題、業務の取り組み体制、業務実施上の配慮事項等を簡潔に記載すること。
7	業務の実施手法	様式キ	業務の全体スケジュール、実施手順を示す業務フロー等を記載すること。
8	企画書	任意様式	仕様書の内容を踏まえ、任意様式で、次の(1)及び(2)の業務ごとに具体的内容について記載すること。 (1)新規事業創出に向けたアイデア創出支援 (2)本事業に関する情報発信・蓄積

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出すること。

ただし、その取扱いは積算の際の参考及び受託候補者特定のための基準（下記 10 に記載）の一部として用いることとする。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格 A 4 版とし、文字サイズは全て 10 ポイント以上とする。

ただし、やむを得ない場合は A 3 版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出部数

提出書類一式をセットにしたものを 7 部（うち 2 部は会社名あり、5 部は会社名なし）とし、「提案書（第 4 号様式）」については、裏面を白紙とする。また、会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。

(5) 提出期限

令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 5 時 30 分まで【必着】（提出期限内に上記 4（3）に到達していること。）

(6) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

8 ヒアリング

提案書の提出者が 5 者を超える場合は、特定審査委員会において 1 次審査（書面審査）を実施し、5 者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が 5 者を超える場合であっても、市長が 5 者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(1) 実施予定日 令和 7 年 6 月 2 日（月）

(2) 持ち時間

説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を実施する。持ち時間については、提案書に関する説明を 20 分以内、質疑応答を 10 分間とするが、参加者数に応じて設定することとする。なお、詳細については別途、ヒアリング予定表（様式コ）にて通知する。

(3) 出席者 3 人以内とする。

(4) その他

説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

※気象状況等によりテレビ会議方式等でヒアリングを行う場合がある。

9 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、最も優れた者を受託候補者として特定す

る。特定審査委員会からの報告に基づき受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出したすべてのものに対し、令和7年6月5日（木）（予定）に通知する。

10 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添「評価基準」のとおりとする。

11 契約書の作成の要否 要

12 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（14階）

長崎市経済産業部新産業推進課（担当 井上）

電 話：095-829-1273

E-Mail：shin_sangyo@city.nagasaki.lg.jp